

第1回 鵠川流域委員会 委員会資料

第1回 鵠川流域委員会 座席配置図	1
議 事 次 第	2
「鵠川流域委員会」の設立趣旨	3
鵠川流域委員会設置要領	4
鵠川流域委員会 委員名簿	5
鵠川流域委員会運営要領(案)	6

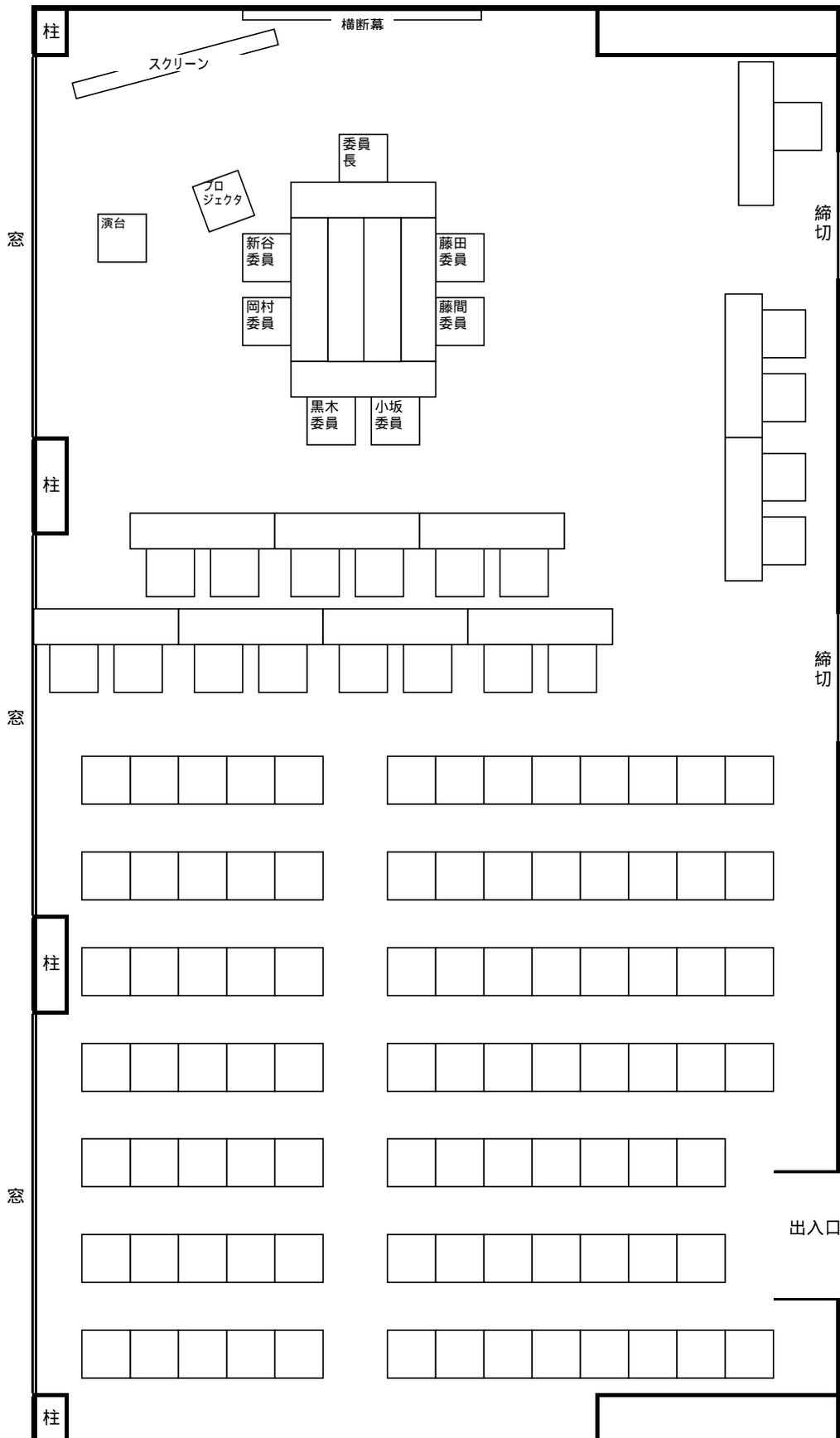
配付資料：

- [資料1] 規約関係資料
- [資料2] 鵠川水系河川整備計画策定の流れ
- [資料3] 鵠川水系河川整備基本方針について
- [資料4] 流域及び河川の概要
- [参考資料1] 鵠川水系河川整備基本方針

平成20年3月25日

北海道開発局

第1回 鷗川流域委員会 座席配置図 (むかわ町産業会館 3F 第1研修室)



(第1回：平成20年3月25日)

第1回 鷓川流域委員会

日時：平成20年3月25日(火) 14:00～16:00

場所：むかわ町産業会館 3F 第1研修室

議 事 次 第

1. 設立にあたって
2. 委員の紹介
3. 委員長の選出
4. 議 題
 - (1) 鷓川流域委員会の運営要領について
 - (2) 鷓川水系河川整備計画策定の流れ
 - (3) 鷓川水系河川整備基本方針について
 - (4) 流域及び河川の概要について

「鵠川流域委員会」の設立趣旨

平成9年の河川法改正により、河川管理者である国土交通大臣は、これまでの「工事実施基本計画」に代わり、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」(河川法第16条)と、当面の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」(河川法第16条の2)を策定することとなりました。

「鵠川水系河川整備基本方針」については、平成19年11月に、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定したところです。

この基本方針に基づき、北海道開発局は、「鵠川水系河川整備計画(大臣管理区間)」を策定するにあたり、学識経験を有する方々や鵠川流域に知見の深い方々からご意見をいただくために(河川法第16条の2第3項)「鵠川流域委員会」を設立することといたしました。

(第1回：平成20年3月25日)

北開局河計第125-1号
鶴川流域委員会設置要領を次のように定める。
平成20年3月25日

北海道開発局長 鈴木 英一

鶴川流域委員会設置要領

(設置等)

第1条 鶴川水系河川整備計画(以下「整備計画」という。)の案を作成するに当たり、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項の規定に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に、鶴川流域委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、鶴川水系の整備の現状と将来像を考慮し、整備計画の案について北海道開発局長(以下「局長」という。)に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、河川に関し学識経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、公開することを原則とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、室蘭開発建設部において処理する。

(雑則)

第6条 この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この通達は、平成20年3月25日から施行する。

(第1回：平成20年3月25日)

鷓川流域委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

名 前	役職等
新 谷 康 二	北海道立水産孵化場内水面資源部 部長
岡 村 俊 邦	北海道工業大学工学部環境デザイン学科 教授
黒 木 幹 男	北海道大学大学院工学研究科 准教授
小 坂 利 政	むかわ町一級河川鷓川愛護協議会 会長
藤 間 聡	室蘭工業大学工学部建設システム工学科 教授
長 澤 徹 明	北海道大学大学院農学研究院 教授
藤 田 栄	北海道穂別高等学校 校長

鵜川流域委員会運営要領(案)

本運営要領は、鵜川流域委員会設置要領(平成20年3月25日付北開局河計第125-1号、以下「設置要領」という。)第6条に基づき、鵜川流域委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員会の公開

- ・委員会については、原則として公開で審議する。

(2) 委員会の傍聴

- ・委員会は、傍聴することができる。
- ・円滑な審議を行うため傍聴者は、意見を述べることはできない。
- ・傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(3) 委員会の記録

- ・事務局は、会議の議事内容について、その議事要旨および議事録を作成し、委員長および出席委員の確認を得る。

(4) 会議資料等の公開

- ・会議資料および議事要旨、議事録は公開とする。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でないとは判断されるものについては、公開しないものとする。

2. 運営要領の見直し

- ・本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができる。

3. 施行期日

- ・本運営要領は、平成20年3月25日から施行する。